

伊藤（信）分科員 自由民主党の伊藤信太郎でございます。

それぞれの行政官庁には政策があるわけですが、その政策を施行する場合は、その目的といいますか、どのような政策目的で行われるかということがやはり明確でなくてはいけないと思うわけでございます。文部省もいろいろすぐれた政策を進めているわけですが、そのすぐれたといいますか、センター・オブ・エクセレンス、COEの構想がございますね。当然、そのCOEのプロジェクトに対しては、複数の大学及び研究機関からいろいろな申し込みがあると思うんですね。その際に選択しなければならぬということで、まず、そのCOEというのはどういう政策目的で行っているものか、文部大臣の所見をお伺いしたいと思います。

遠山国務大臣 これからの知の世紀を乗り切っていくためには、知の集積体でございます大学が本当に活性化をしてもらって、よい研究、よい教育、そして社会貢献をしてもらうことが大変大事でございます。特に、大学は国際的な存在でもございますので、日本の大学の中で研究の拠点をしっかり作りまして、世界水準の研究を展開してもらいたい、そういう趣旨で、二十一世紀COEプログラムという政策を今年度から実施に移そうとしているところでございます。

伊藤（信）分科員 そうすると、そのCOEの選択基準というのは、具体的にどういうクライテリアといいますか基準で行われるのか、その辺をお聞かせください。

遠山国務大臣 二十一世紀COEプログラムは、先ほど申しましたような目的のもとに、自然、人文社会の各分野にわたりまして、国公私を通じて、大学からの申請を受けて、学問分野別に第三者評価を行って、そして、主として研究面でポテンシャルの高い研究教育拠点、大学院博士課程に重点投資をするということでございます。

このための審査は、文部科学省内ではなくて、第三者機関にお願いをしてやったわけですが、その審査基準としましては、研究論文の発表状況、それから競争的研究資金の獲得状況、教員の流動性、大学院学生の教育の状況などの具体的なデータを参考とした上で、これまでの実績や将来性、それから拠点形成のための計画や大学全体としての戦略、それから若手研究者の育成や、独創的、画期的成果が期待できるかどうかなどの視点を中心にいたしまして審査をもらったところでございます。

審査に当たりましては、分野別の審査部会を設けて、専門的な観点から審査を行う体制をとっております。

伊藤（信）分科員 そういたしますと、今大臣、総花的にいろいろな審査のパラメーターをお述べになったと思うんですけれども、何らかの優先順位が必要だと思えますね。そのセンター・オブ・エクセレンスということをお聞きすると、どうも世界水準で通用する学術研究というようなニュアンスが強いと思うんですけれども、学問の世界というのは、私も多少かじって思うんですけれども、なかなか世界標準で価値を決めるのが決めがたいような分野というのも非常にあるし、それから、ポテンシャルをどう見るかというのは極めて、学界にもいろいろな考え方がありますから、主観的

な価値判断にやはり多少影響を受けるということが非常にあると思うんですね。

その辺を文部省としては、公平性の観点からまあ第三者ということですが、その第三者も、どういう方を選考委員に人選するかによってまたその価値判断も変わってくると思うんですけれども、その第三者委員会の委員の選定に当たってもどんなことを御留意なさっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

遠山国務大臣 委員につきましては、これも、余り文部科学省がということではなくて、まず、委員会をマネージしていただく会長といいますか、ちょっとその名称はあれでございますが、江崎玲於奈先生をお願いいたしました。ノーベル賞の受賞者でもございますし、現に大学の学長もなさいまして、日本の研究の状況というのは大変よくおわかりになっています。その方を中心に、本当にトップの、すぐれた研究者を分野別をお願いいたしまして、そして審査をしていただいたところでございます。

伊藤委員のおっしゃいますように、センター・オブ・エクセレンスという観点で、どういう研究が本当に世界で水準を抜いているかというのを見抜くというのは大変難しいことだと思います。

しかしながら、学問分野につきましてははかなり、本当にすぐれて、光り輝こうとしている、あるいは光っているというものはわかるようございまして、それぞれの分野で、もちろん、その状況とか、あるいはその拠点となる研究者ないし研究組織のあり方というのは違うと思いますけれども、しかし、今ねらっているのは、ふわっとした包括的な分野ではなくて、本当に学問の最先端に行くような拠点を選ぼうということでございますので、かえって、それまでのその分野での研究業績あるいは国際的な賞のとり方、さまざまなデータを使えば、これは自然に浮き上がってきたのではないかと私は思います。それと、何より大事なものは、各大学が申請してくるわけですが、そのときにどれだけしっかりと構想を練ってきたかということは、専門家が見ればかなりはっきりしたんだと思います。

そういうことで、激戦であったようでございますけれども、今年度の実績は、申請百六十三大学、四百六十四件でございましたが、採択したのは五十大学、百十三件でございまして、大学にしては三分の一、件数にしては四分の一ぐらいということでございます。

そういう意味で、これを読み上げますと、その数だけございますから省略はいたしますけれども、それぞれの研究拠点となるものが、ここにございます生命科学ないし材料科学、これをごらんになりますと、うん、なるほどと思うようなものばかりのように私には思えるところでございます。

伊藤（信）分科員 次に、文化行政についてお伺いしたいと思うんですけれども、知財立国の中に、文化というものは非常に重要だと私は思いますし、日本は、芸術文化というものは極めてすぐれた国でありますけれども、行政面においては若干まだその施策の積極性に欠けていたというのが私の認識でございます。

そういった中において、文化庁において映画振興に関する懇談会というものが開かれて、大変結構なことだと思いますけれども、その中間のまとめが出ていると漏れ承っておりますけれども、その状況について御報告を賜りたいと思います。

銭谷政府参考人 一昨年十二月に制定されました文化芸術振興基本法におきまして映画の振興への支援ということが規定をされておりますことを踏まえまして、昨年の五月に、文化庁に、文化庁長官裁定によりまして映画振興に関する懇談会を設置いたしました。

検討に当たりましては、映画が文化活動であるとともに産業活動であるという両面を持つということ踏まえまして、関係各省からの参加も得まして、横断的な視点から議論を進めてまいったところでございます。

去る一月の三十一日に、本懇談会でのこれまで出されましたさまざまな御意見を整理いたしまして、映画の製作、配給・興行、保存・普及、人材養成の四つのテーマにわたりまして、特に望まれる十二の構想を中心といたしました中間まとめを公表したところでございます。

この中間まとめでは、映画の製作と上映の自律的な創造サイクルを確立するということを基本といたしまして、具体的には、映画フィルムの納入の義務づけとフィルムセンターの機能強化やその独立、新たな製作支援形態の導入や、野外ロケーションの誘致支援などの製作環境の向上、総合的な人材養成システムの構築、名画や若手独立プロの作品の流通から上映までの支援、そして子供の映画鑑賞機会の提供推進や海外展開といったようなことなどについて示されているところでございます。

この懇談会では、三月末を目途とする提言の取りまとめに向けまして、この中間まとめのもとに映画関係者及び有識者の方々からヒアリングを行うとともに、広く意見募集を行っているところでありまして、さらに議論を深めてまいりたいと考えております。

伊藤（信）分科員 その中で、フィルムセンターの問題というのが比較的喫緊の問題だと私は思うんですね。日本映画のすぐれたネガ及びプリントが、保存状態がよくないために大変散逸したり、修復不可能な状態に置かれているということでございますので、フィルムセンターがその保存の役目をなすわけですけれども、現在、フィルムセンターというのは、国立の近代美術館の傘下というカーウイングになっておりますので、これが今の時代的な背景の中でいかがなものか。

それから、国立国会図書館は、本は、ある費用弁済をして市価の半額ということで納本義務があるわけですけれども、フィルムの場合は、必ずしもそのような算定基準が、納入義務を課した場合に適当でないというような事態もあると思うんですけれども、その辺についての御見解をお伺いしたいと思います。

銭谷政府参考人 まず、フィルムセンターでございますけれども、昭和二十七年に、東京国立近代美術館の設置と同時に、同美術館のフィルムライブラリー部門として発足をいたしまして、昭和四十五年に、同美術館の一組織として、フィルムセンターとして開館をしたものでございます。これは、映画を広い意味での美術の一分野としてとらえまして、映画フィルムや映画に関する資料の収集、保存、復元、調査研究、上映等の事業を行う機関として位置づけられたことによるものでございます。

平成十三年の四月に、東京国立近代美術館が独立行政法人へ移行する際にも、同様の考えで、独立行政法人国立美術館の中の一組織としていただいております。

フィルムセンターは、これまで映画フィルムの収集、保存、復元を中核として、映

画文化の振興に重要な役割を果たしたわけでございますけれども、今後とも、その機能の充実等を図る必要があると思っております。

先ほど申し上げました懇談会の中でも、フィルムセンターにつきましては、東京国立近代美術館から独立させることも視野に入れるべきであるということも提言をされておりますので、このフィルムセンターの組織、機能の強化等につきましては、この懇談会での検討状況を勘案しながらさらに検討してまいりたいと思っております。

なお、フィルムの納入の問題でございますけれども、現在、国立国会図書館では、図書などの納入を義務づけているわけでございますけれども、フィルムについては、当分の間それを免除しているということでございまして、フィルムセンターにおきまして、自主的にこれまでフィルムの収集を行ってきたということでございます。

伊藤(信)分科員 次に、国公立大学の教育に関することで質問したいと思います。

日本の伝統文化をやはり教育の中に入れておこうということで、今、邦楽であるとか和楽器の教育というものが公立校でも進んでおりますけれども、これは、現場の多くの教員から幾つか苦情といいますか御要請があるわけですが、和楽器というのは、本来畳の上で演奏するようにつくられているものなんですね。また、音楽環境というのは、楽器だけでなく、演奏される空間そのものも一つの文化であり、一つの芸術なわけです。

そういう意味において、現在の学校で、和室のないところがほとんどなんですね。ですから、ぜひ伝統文化を見直すという教育の方針が具体的にできるように畳の部屋をつくる、またその予算がとれない場合はせめて、今畳は移動できるものもありますので、ある空間に畳を敷けると思っておりますので、畳の予算というものを文部科学の中でお考えいただきたいんですけれども、その辺についての御見解をお伺いしたいと思います。

矢野政府参考人 御指摘のように、昨年の四月から実施されました新しい学習指導要領におきまして、小中学校の器楽指導における和楽器の体験、指導の充実が図られたところでございます。

公立学校施設の整備におきましては、従来から、小中学校施設の新築、増改築あるいは大規模改造の際に、和室の整備を国庫補助の対象といたしているところでございますので、各自治体におかれましては、この補助制度を活用していただきまして、和室の整備に努めていただければと思っております。

伊藤(信)分科員 それと、今度、地震がここ二十年間の間に来る蓋然性が非常に高いという文部省の研究所の結果も出ていることで、小中学校をこれから耐震構造に変えていくということを順次進められていると思うんですけれども、この際に、やはり時代に合った、また今後の教育方針に合った形で、単に耐震にすることじゃなくて、していくことが大事だと思うんですね。

やはり感性とか情操とかあるいは伝統文化を大事にするという意味においても、やはりこれからの学校というのは、余りむき出しのコンクリートやあるいはホルムアルデヒドの出るような壁紙を使わないで、郡部においては、それほど高層にする必要もないわけですから、ぜひ地域材を使った木造に、地域材を使うということは環境教育

にもなりますし、また自然を愛する、あるいは情緒の安定にも大変いいと思います。それから、都市部においては、必ずしも木造というわけにもいかないでしょうから、内装の一定面積を木質にするということが私は非常に大事ではないかなと思うんですね。

医学的な研究でも、ラットといいますかネズミを一定空間のコンクリの中に数匹入れておきますと、お互いに共食いをするんですね。ところが、同じ一定空間、同じ空間であっても、それが木質の場合はお互いに相哀れむ、そういう治験も出ているわけございまして、また、やはり小中学校でいろいろキレる生徒とか校内暴力がふえてきた時期と、それから逆に、戦後、木造であった校舎がコンクリートに変わってきた時期とは、統計上も比較的一致しているという治験も出ていますので、確かに木質にするとお金がかかるということもありますけれども、その辺の予算措置も含めてぜひお考えいただきたいと思うわけですが、文部省の所見をお伺いしたいと思います。

河村副大臣 御指摘の木材をできるだけたくさん使ってということ、私も基本的には大賛成でございまして、確かに、教室全体が木造の木の香りがする教室であれば、これは教育環境としても非常にいいものだと思いますし、この部屋もかなりあれを使ってあるわけではありますが、そういう意味で、学校施設にできるだけ地域材を使ってということは、文部科学省としても推奨しておるわけございまして、木造校舎に内装等利用されて整備されるという場合に、改築の場合には二分の一、それから全体の大規模改築といいますか、新たにおやりになる場合には二分の一ということでやっておりますが、特にこれは林野庁の方の御協力もいただかなきゃなりません。ぜひ、そのための地域材が供給されるような形もとらなきゃなりませんので、そういうこともお願いをし、協力体制をとりながら、さらに学校施設、また学校施設のみならず公共施設についてはできるだけ地域材、木材を使うようにという方向でぜひ進めて、政府としても私はやるべきだと思っておりますが、特に文部科学省としては学校施設を中心に大いに奨励をしてみたい、このように考えております。

伊藤(信)分科員 今の人口の動態というのを見ると、これは私が言うまでもなく、少子高齢化ということが進むことは自明の理だと思うわけですね。現に、郡部の奥の小学校というのが存続不可能になって、廃校になったりしている。その廃校された学校が、今度は地域のコミュニティーセンターに使われたり、あるいは老人福祉に使われたりしているわけです。ですから、私は、今の時代というのは、そういう新しい発想で教育施設もつくるべきではないかなと思っておるんです。

具体的には、やはりこれからつくる小中学校というのは、初めから福祉施設を一緒につくっていく。しかも木質、木造にすれば、中のリノベーションというの也比较的やりやすいわけで、福祉施設は厚生労働省が所管ということで、役所の縦割りも問題にはなりませんけれども、文部科学省と厚生労働省が共同で教育福祉施設というものをつくっていく。それで、人口動態の変化に応じて、かつての小学校、中学校の教室が、特養であるとか、あるいは老健であるとかデイサービスであるとか、あるいはショートステイに使えるようにつくっていく。そして、そのことは、単に予算の柔軟な利用ということだけでなく、相当なシナジーがあるんですね。

やはり年をとった方にとっては、今三世住宅というのは余りありませんから、若い世代と触れ合うということが最大のレゾナートルというか、自己の存在理由の確認になりますし、そのことが本当の意味の福祉だと思います。それからまた、若い世代にとっては、それこそ教科書に書かれていない本当の歴史、伝統文化というものを肌で感じたり、学ぶこともできるわけです。

ですから、新しい時代の政策発想として、今までの役所にとらわれない形の、そういう教育福祉施設というものを建てるべきだというふうに考えておりますけれども、文部省のお考えをお聞きしたいと思います。

河村副大臣 私は、そういう視点がこれから必要だろうと思いますね。

これは、やはり設置者といいますか、特に地方において市町村長さん方のひとつの感覚の問題でもあるわけですが、今後、文部科学省としても、そういう施設者なんかが集まっているいろいろな施設の問題についてお話し合いになる機会もありますから、そういうときにそういう視点を持って、今後、新しい校舎をつくるとか、それから教室の利用の仕方とか、そういうことも含めて委員の御指摘の方向で進むように督励をしてみたい、このように思います。

伊藤（信）分科員 戦後、大分月日がたったわけですがけれども、今日、行政のいろいろな問題も出てくると同時に、日本人の精神的な脆弱性であるとか、あるいは国家としての凝集力の弱さであるとか、いろいろなことが指摘されているわけですが、種々の問題の根源にやはり教育というものがあるのではないかと思います。教育の中でも、とりわけ人間の心の問題といいますか、あるいは精神的支柱の問題と申しますか、そのことがあると思うのです。

私どもは長いこと現在の教育基本法というものでやってきたわけですがけれども、私は、今の時代、また日本の置かれている現状に、今の教育基本法は必ずしもそぐわないものになってきているのではないかと思います。

そういう時代の趨勢を受けて、今、審議会の方でいろいろな取りまとめがなされているようにございますけれども、その進捗状況あるいは文部科学省の考えについてお伺いしたいと思います。

河村副大臣 委員御指摘のように、教育基本法が制定からもう半世紀以上、今日まで来ておるわけですが、教育の現状を見たときに、当時の制定のときの状況と今日は大きく変わっておりますから、これは当然、教育の現状に、今の時代に合ったものはどうあったらいいかということは、もう考えるときに来ておるというふうに考えておるわけですが、教育の根本である理念とかあるいは目的までさかのぼって今の時代にふさわしい教育のあり方を見直す必要があるという観点から、平成十三年の十一月に文部科学大臣の方から中央教育審議会に対して諮問をいたしておるところでございます、昨年十一月に、中央教育審議会、これまで諮問以来活発な議論を経て、中間報告をいただいたところでございます。

さらに、現在、その中間報告をもとにして、ヒアリング、あるいは一日中教審であるとか公聴会的なものを開きながら、広く国民の皆さんの御意見もいただきながら取りまとめを行っておるところでございます、この取りまとめを得て私は答申がいた

だけのものだ、こう思っております、この中央教育審議会の最終的な答申が参りますと、本格的ないわゆる教育基本法の見直し、これは法律でありますから法律改正という手順になっていくわけでございます。これは、今年度中といいますか、三月いっぱいまでに答申がいただけるものだということで、今まさに最後の詰めを中央教育審議会でやっただいていっている状況下にあるわけでございます。

伊藤（信）分科員 この問題は非常に国民的な議論のある問題だと思いますけれども、今、日本がこれから立ち直るかどうか、もちろん短期的には経済不況というものを乗り越えるということも戦術的な目標でありますけれども、戦略的な目標としては、やはり日本という国の価値というものを、独自にといいますか、日本人の発想で再構築していくということが必要だと思いますので、ぜひ、この国民の議論を踏まえて、しっかりした新教育基本法の制定に向けて御尽力賜りたいと思います。

これで質問を終わります。